

12月定例会議のあらまし

12月定例会議は、令和3年12月13日から17日までの5日間開催しました。町から、条例改正や各種会計補正予算などが提案され、全て原案可決。議員提出の意見書2件を可決し、一般質問では5人の議員が町長に考えを問いました。



国の子育て世帯への臨時特別給付金の一括給付を決定

◆下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例(委員会付託)

下川町農業の担い手を確保し、新規就農者の早期定着並びに経営の安定化を目的に条例の一部を改正するものです。この議案は、総務産業常任委員会(以下、委員会という)に付託し審議を行いました。委員会の委員長報告では、「就農時に対し、手厚い支援を考慮していくこと」、「新規就農者が経営基盤を強化した際のメリットが出るような施策を考慮すること」と意見が付されました。これらを踏まえ、本会議の採決では全員賛成により原案可決しました。

◆下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(委員会付託)

下川町の恵まれた自然環境を背景に、各種体験活動の場を提供し、都市住民と町民との交流を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的に地域間交流施設を設置されました。今回の一部改正は、設置の目的を

達成するため、コロナ終息後の需要を見据えた適切な利用料金を設定し、利用者へのサービス向上を図るも

下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容					
改正前			改正後		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
区分	使用料(1棟当たり)		日数区分	金額	摘要
	4時間以内	4時間を超える1時間につき			
交流棟A	1,234円	308円	5日まで	1日7,200円	
			10日まで	1日6,480円	
			15日まで	1日5,965円	
			16日以上1月まで	90,514円	
交流棟B	1,029円	257円	5日まで	1日6,172円	
			10日まで	1日5,863円	
			15日まで	1日5,400円	
			16日以上1月まで	82,286円	
備考			備考		
1 4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。			1 4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。		
2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含める。			2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含める。		
3 1日とは、翌日にまたがって使用する場合をいう。			3 1日とは、翌日にまたがって使用する場合をいう。		
4 冬期間(11月から4月まで)については、暖房料等として、1回の使用につき(1日を超えて使用する場合は1日につき)308円を使用料に加算する。			4 2人以上の使用は、2人目から1日当たり1人につき2,000円以内の額を使用料に加算する。ただし、12歳未満の者の加算額は、2分の1以内の額とする。		
5 その他、必要な実費を徴収する。			5 上記金額には、消費税及び地方消費税が含まれているものである。		
6 上記金額には、消費税及び地方消費税が含まれているものである。					

※令和4年4月1日施行

令和3年下川町議会定例会 12月定例会議



地域間交流施設「森のなかヨックル」



議案第26号で審議した建設中の元町団地



議案第25号で審議した林業総合センター